

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

〔2026年 9月 1日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人桃花会		
代表者（役職・氏名）	理事長 田中 真喜		
所在地・電話番号	山梨県笛吹市一宮町坪井 1 7 3 7 - 4	0 5 5 3 - 2 0 - 5 2 5 5	
法人の設立年月日	昭和 56年 11月 5日		

2 事業所の名称等

(1) 事業所の名称等

名称	いちのみや訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1961890033
所在地	〒405-0077 山梨県笛吹市一宮町坪井 1 7 4 7 - 4
電話番号	0 5 5 3 - 2 0 - 5 2 5 5
FAX番号	0 5 5 3 - 2 0 - 5 2 5 6
通常の事業実施地域	当事業所より10Km圏内、笛吹市、甲州市（勝沼町のみ）、 山梨市（牧丘町、三富地区は除く）、 甲府市（甲運地区：横根町、桜井町、川田町、和戸町） その他、エリア外は要相談

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで （日曜・祝日、1 2月3 0日から1月3日までを除く）
営業時間	8：30から17：30まで（訪問時間：9：00から17：00まで） 土曜日は12：45まで（訪問時間：12：00まで） 電話対応は21：30までとし、21：30から8：30までは一宮温泉 病院が対応する。0553-47-3131（夜間は2階病棟直通）

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業 務 内 容	勤務形態 ・ 人数
管理者	・ 従業者と業務の管理を行います。 ・ 従業者に法令等の規定を順守させるため 必要な指揮命令を行います。	看護師 常勤： 1名
看護師等	・ 指定訪問看護等の提供に当たります。 ・ 看護職員（准看護師を除く）は訪問看護 計画書及び訪問看護報告書（介護予防 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護 報告書）を作成します。	看護師 常勤： 1名 非常勤： 2名 理学療法士等 常勤： 0名 非常勤： 1名以上

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復及び生活機能の維持または向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとします。

4 サービス内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ 内服薬管理
- ⑪ 皮膚状況観察
- ⑫ その他医師の指示による医療処置

5 利用料、その他の費用の額【介護保険】

(1) 介護保険による訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は下記のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額負担となります。

※ 地域区分別 1 単位の単価 10.00 円（その他）

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1 回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
		1 割	2 割	3 割
20分未満	3,140	314	628	942
20分以上30分未満	4,710	471	942	1,413
30分以上60分未満	8,230	823	1,646	2,469
60分以上90分未満	11,280	1,128	2,256	3,384

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1 回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
		1 割	2 割	3 割
20分以上	2,940	294	588	882
20分以上 (1日2回以上の場合には90/100)	2,650	265	529	794

※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのものになります。

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※ 地域区分別 1 単位の単価 10,000 円（その他）

加算の種類	要 件	基本利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
			1 割	2 割	3 割
夜間・早朝 加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	基本利用料の25%（1回につき）			
深夜 加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供した場合	基本利用料の50%（1回につき）			
中山間地域等 提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業実施地域を越えてサービスを提供した場合	基本利用料の5%（1回につき）			
緊急時訪問看護 加算〔Ⅰ〕	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急訪問を行った場合、看護業務負担軽減に資する十分な管理等の体制整備が整っている（ひと月につき）	6,000	600	1,200	1,800
緊急時訪問看護 加算〔Ⅱ〕	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急訪問を行った場合（ひと月につき）	5,740	574	1,148	1,722
複数名訪問加算 〔1〕	複数の看護師が同時に30分未満の訪問看護を行った場合 （1回につき）	2,540	254	508	762
	複数の看護師が同時に30分以上の訪問看護を行った場合 （1回につき）	4,020	402	804	1,206
複数名訪問加算 〔2〕	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合 （1回につき）	2,010	201	402	603
	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合 （1回につき）	3,170	317	634	951
長時間訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して90分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000	300	600	900
ターミナルケア 加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	25,000	2,500	5,000	7,500

特別管理加算〔Ⅰ〕	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（ひと月につき）	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算〔Ⅱ〕	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（ひと月につき）	2,500	250	500	750
初回加算〔Ⅰ〕	新規の利用者又は過去2ヶ月において訪問看護の提供を受けておらず新たに訪問看護計画書を作成した場合、区分変更した場合、退院したその日に訪問（ひと月につき）	3,500	350	700	1,050
初回加算〔Ⅱ〕	新規の利用者又は過去2ヶ月において訪問看護の提供を受けておらず新たに訪問看護計画書を作成した場合、区分変更した場合、退院した翌日に訪問（ひと月につき）	3,000	300	600	900
退院時共同指導加算	退院又は退所に当たり、医療機関等の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、退院又は退所後に初回訪問看護を行った場合（退院又は退所につき1回）	6,000	600	1,200	1,800
看護介護職員連携強化加算	訪問看護師が訪問介護員等に対し、痰の吸引等の業務が円滑に行われるよう支援を行った場合（ひと月に1回に限り）	2,500	250	500	750
看護体制強化加算〔Ⅰ〕	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合、要件あり（ひと月につき）	5,500	550	1,100	1,650
看護体制強化加算〔Ⅱ〕	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合、要件あり（ひと月につき）	2,000	200	400	600
サービス提供体制強化加算〔Ⅰ〕	看護師のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上（1回につき）	60	6	12	18
サービス提供体制強化加算〔Ⅱ〕	看護師のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上（1回につき）	30	3	6	9
処遇改善加算Ⅳ	介護従事者の処遇改善を目的とした加算 訪問回数×1.8%				

（２）介護保険による介護予防訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は下記のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額負担となります。

※ 地域区分別 1 単位の単価 10.00 円（その他）

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1 回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
		1 割	2 割	3 割
20分未満	3,030	303	606	909
20分以上30分未満	4,510	451	902	1,353
30分以上60分未満	7,940	794	1,588	2,382
60分以上90分未満	10,900	1,090	2,180	3,270

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1 回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
		1 割	2 割	3 割
20分以上	2,840	284	568	852
20分以上 (1日2回以上の場合には50/100)	1,420	142	284	426

※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのものになります。

（注） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※ 地域区分別 1 単位の単価 10,000 円（その他）

加算の種類	要 件	基本利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
			1 割	2 割	3 割
夜間・早朝 加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	基本利用料の25%（1回につき）			
深夜 加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供した場合	基本利用料の50%（1回につき）			
中山間地域等 提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業実施地域を越えてサービスを提供した場合	基本利用料の5%（1回につき）			
緊急時介護予防 訪問看護 加算 〔Ⅰ〕	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急訪問を行った場合、看護業務負担軽減に資する十分な管理等の体制整備が整っている	6,000	600	1,200	1,800
緊急時介護予防 訪問看護 加算 〔Ⅱ〕	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行った場合（ひと月につき）	5,740	574	1,148	1,722
複数名訪問加算 〔Ⅰ〕	複数の看護師が同時に30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	2,540	254	508	762
	複数の看護師が同時に30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	4,020	402	804	1,206
複数名訪問加算 〔Ⅱ〕	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	2,010	201	402	603
	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	3,170	317	634	951
長時間訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して90分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000	300	600	900

特別管理加算 〔Ⅰ〕	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (ひと月につき)	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算 〔Ⅱ〕	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (ひと月につき)	2,500	250	500	750
初回加算〔Ⅰ〕	新規の利用者又は過去2ヶ月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合、区分変更した場合、退院したその日に訪問した場合 (ひと月につき)	3,500	350	700	1,050
初回加算〔Ⅱ〕	新規の利用者又は過去2ヶ月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合、区分変更した場合、退院した翌日に訪問した場合 (ひと月につき)	3,000	300	600	900
退院時共同指導 加算	退院又は退所に当たり、医療機関等の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、退院又は退所後に初回訪問看護を行った場合 (退院又は退所につき1回)	6,000	600	1,200	1,800
看護体制強化 加算	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合、要件あり (ひと月につき)	1,000	100	200	300
サービス提供 体制強化加算 〔Ⅰ〕	看護師のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上(1回につき)	60	6	12	18
サービス提供 体制強化加算 〔Ⅱ〕	看護師のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上(1回につき)	30	3	6	9
処遇改善加算 Ⅳ	介護従事者の処遇改善を目的とした加算 訪問回数×1.8%				

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は**無料**です。

それ以外の地域にお住まいの方は、看護師等訪問するための交通費の実費をご負担いただきます。

なお、自動車を使用した場合は、次のとおり交通費を請求します。

算定方法	交通費
通常の事業の実施地域を越えた地点から	170円

(4) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料を頂きます。

但し、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なおサービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡下さい。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日の午前8時30分までにご 連絡があった 場合	無料
利用予定日の当日の午前8時30分までにご 連絡がない 場合 (訪問時の留守等により、サービス提供ができなかった場合を含む)	基本利用の100%

(5) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定（希望）する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払い頂きます。

利用料の種類	要件等	料金
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	16,500円

6 利用料、その他の費用の額【医療保険】

(1) 医療保険による訪問看護の利用料

利用した場合の利用者負担は下記のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割・2割・3割のいずれかの額です。

ア 基本利用料 ①（訪問看護基本療養費）

訪問看護基本療養費の種類			基本利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕	週3日目まで		5,550	555	1,110	1,665
	週4日以降		6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費〔Ⅱ〕	同一日に 2人まで	週3日目 まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目 以降	6,550	655	1,310	1,965
	同一日に 3人以上	週3日目 まで	2,780	278	556	834
		週4日目 以降	3,280	328	656	984
訪問看護基本料費〔Ⅲ〕	入院中の外泊		8,500	850	1,700	2,550

イ 基本利用料 ②（訪問看護管理療養費）

訪問看護基本療養費の種類			基本利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護管理療養費	月の初日	機能強化型 Ⅰ	13,230	1,323	2,646	3,969
		機能強化型 Ⅱ	10,030	1,003	2,006	3,009
		機能強化型 Ⅲ	8,700	870	1,740	2,610
		従来型	7,670	767	1,534	2,301
	2日目以降	1	3,000	300	600	900
		2	2,500	250	500	750

ウ その他の療養費及び加算

その他の療養費及び加算の種類			基本利用料	利用者負担額（円）		
			（円）	1 割	2 割	3 割
訪問看護ターミナル療養費〔1〕			25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナル療養費〔2〕			10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護情報提供療養費〔1〕	市町村又は 都道府県		1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔2〕	義務教育 諸学校 保育所 幼稚園		1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔3〕	保健医療 機関等		1,500	150	300	450
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18時- 22時） 早朝（6時- 8時）		2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	深夜（22時- 翌朝6時）		4,200	420	840	1,260
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	同一建物内 1 人	4,500	450	900	1,350
		同一建物内 2 人	4,500	450	900	1,350
		同一建物内 3 人以上	4,000	400	800	1,200
	1 日 3 回 以上	同一建物内 1 人	8,000	800	1,600	2,400
		同一建物内 2 人	8,000	800	1,600	2,400
		同一建物内 3 人以上	7,200	720	1,440	2,160
緊急時訪問看護加算	月 1 4 日目まで		2,650	265	530	795
	月 1 5 日目以降		2,000	200	400	600
長時間訪問看護加算			5,200	520	1,040	1,560
乳幼児加算	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合		1,800	180	360	540
	上記以外の場合		1,300	130	260	390
2 4 時間対応 体制加算	看護業務の負担軽減の取組		6,800	680	1,360	2,040
	上記以外の場合		6,520	652	1,304	1,956
特別管理加算〔Ⅰ〕			5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算〔Ⅱ〕			2,500	250	500	750

その他の療養費及び加算の種類			基本利用料 (円)	利用者負担額 (円)		
				1 割	2 割	3 割
複数名訪問看護加算	看護師等の場合 (週に1日に限り)	同一建物内 2 人以下	4,500	450	900	1,350
		同一建物内 3 人以上	4,000	400	800	1,200
	准看護師の場合 (週に1日に限り)	同一建物内 2 人以下	3,800	380	760	1,140
		同一建物内 3 人以上	3,400	340	680	1,020
	看護補助者の場合 (特別な管理を必 要としない場合)	同一建物内 2 人以下	3,000	300	600	900
		同一建物内 3 人以上	2,700	270	540	810
	看護補助者の場合 (特別な管理を 必要とする場合) 1日1回	同一建物内 2 人以下	3,000	300	600	900
		同一建物内 3 人以上	2,700	270	540	810
	看護補助者の場合 (特別な管理を 必要とする場合) 1日2回	同一建物内 2 人以下	6,000	600	1,200	1,800
		同一建物内 3 人以上	5,400	540	1,080	1,620
	看護補助者の場合 (特別な管理を 必要とする場合) 1日3回	同一建物内 2 人以下	10,000	1,000	2,000	3,000
		同一建物内 3 人以上	9,000	900	1,800	2,700
退院時共同指導加算			8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算			2,000	200	400	600
退院支援指導加算			6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算			3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算			2,000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算			2,500	250	500	750

(2) 交通費

看護師等が訪問するための**交通費の実費をご負担**していただきます。

交通費の種類	料金
交通費（1回につき）	1 7 0 円
駐車代（コインパーキング）・有料道路代・電車代	実費相当額

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料を頂きます。

但し、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡下さい。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日の午前8時30分までにご 連絡があった 場合	無料
利用予定日の当日の午前8時30分までにご 連絡がない 場合 （訪問時の留守等により、サービス提供ができなかった場合を含む）	基本利用の100%

(4) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が**選定（希望）する特別の訪問看護に対する差額費用**としての利用や訪問看護以外のサービスに対する**実費負担**として、利用をされた場合にお支払い頂きます。

利用料の種類	要件等	料金
1時間30分を超過した 延長利用料	長時間訪問看護又は長時間精神科訪問看護 加算を算定する日は除く	1,100円/30分
休日、営業時間以外の 訪問看護利用料	重要事項説明書に記載された営業費以外、 営業時間以外（夜間・早朝訪問看護加算又は 深夜訪問看護を算定する日は除く）に 訪問看護を行った場合	3,000円/1回
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を 行った場合	16,500円

7 利用者負担額、その他の費用の請求方法及び支払い方法

(1) 請求方法

①利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。

②請求書は、利用月の翌月の最初のサービス提供日に利用者に送付します。

(2) 支払方法

下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

なお、お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管をしてください。

(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)

支払い方法	支払い要件等
口座自動引落 (山梨中央銀行)	請求月の26日（振替日が土日祝日の場合は翌営業日）に利用者が指定する口座から自動引落をします。 登録口座への準備は、毎月25日までにお願い致します。 万一、所定の振替日に自動引落ができなかった場合には、翌月に合算し指定日に自動引落をします。 なお、引落手数料 1 1 0 円/月 が、かかります。
口座自動引落 (その他の銀行)	請求月の26日（振替日が土日祝日の場合は翌営業日）に利用者が指定する口座から自動引落をします。 登録口座への準備は、毎月25日までにお願い致します。 万一、所定の振替日に自動引落ができなかった場合には、翌月に合算し指定日に自動引落をします。 なお、引落手数料 1 6 5 円/月 が、かかります。
☐ 現金払い	一宮温泉病院 医事課受付にて対応いたします。

8 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報は用いません。
- (3) 利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、家族や介護支援専門員等へ連絡を致します。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。

なお、下記損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	保険名
三井住友海上火災保険株式会社	介護サービス事業者賠償責任保険

11 サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 五味明子
電話番号	0 5 5 3 - 2 0 - 5 2 5 5
受付時間	午前 9 時 0 0 分 ～ 午後 5 時 0 0 分まで 土曜日は、午後 0 時まで
受付日	月曜日 ～ 土曜日まで (祝日、12月30日 から 1月3日までを除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

笛吹市役所 健康福祉部 長寿介護課	0 5 5 - 2 6 1 - 1 9 0 3
山梨市役所 介護保険課	0 5 5 3 - 2 2 - 1 1 1 1
甲府市役所 福祉保健部 長寿支援室 介護保険課	0 5 5 - 2 3 7 - 5 4 7 3
山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険課	0 5 5 - 2 3 3 - 9 2 0 1

1 2 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
直近の実施年月日	—
評価機関の名称	—
実施結果の開示状況	—

1 3 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意頂きたいことは、以下のとおりです。

(1) 看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ② 利用者以外の家族のためのサービス提供

(2) 看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなった時、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域放火の支援センター）又は当事業所の担当へご連絡下さい。

(4) 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、電気、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。

(5) 介護保険法の規定により、訪問看護給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

- ① 末期の悪性腫瘍の場合
- ② 厚生労働大臣が定める疾病等の場合〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27.3.厚労告95）（平30.3.厚労告78改正）〕
- ③ 急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合（指示の日から14日間を限度とする）
- ④ 精神科訪問看護指示書が交付された場合（認知症が主傷病である場合は除く）

1 4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者： 五味明子
-------------	-----------

(2) 利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) サービス利用中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 5 身体的拘束等の適正化の推進

(1) 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

(2) 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 6 ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業者内において行われる優越的は関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。

17 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね
6 か月に 1 回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び県連を実施します。

18 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するして訪問看護の提供を継続的に実施
するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、
当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	---

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	山梨県笛吹市一宮町坪井 1 7 3 7 - 4
	法人名	医療法人桃花会
	代表者名	理事長 田中 真喜
	事業所名	いちのみや訪問看護ステーション
	説明者氏名	

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	
	続柄	